



事業所一般廃棄物搬入申請書



香取広域市町村圏事務組合管理者 様

事業所一般廃棄物の処理を次のとおり申請します。

◎ 搬入者は太線内を記入してください。

令和 年 月 日

排出元	所在地			
	ふりがな			電話番号
	事業所名			
搬入者	所在地・住所			
	ふりがな			電話番号
	事業所名・氏名			
廃棄物の種類	1. 可燃ごみ	2. 不燃ごみ	3. その他	
搬入者確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 公共料金の領収書 <input type="checkbox"/> その他()			受付印

※以下の項目を必ず守ってください。

- 搬入時間 月～土(ゴールデンウィーク、年末年始を除く)
8:45～12:00、13:00～16:30(家具類、枝木など破碎を必要とするものは30分前までとなります)
- 搬入する際は、中身が確認できるようにしてください。(黒い袋などは使わない)
- ごみ処理施設で処理できないごみ(処理困難物)は、搬入をお断りいたします。(裏面参照)
- ごみを搬入する場合には、運転免許証・健康保険証など搬入者の身分の確認できるもの及び排出場所の確認できるものを持参し提示してください。
※この確認は、他市町村からのごみの持ち込みを防止し、ごみの適正処理を図るために行っているものです。
- 事業所の方が搬入してください。
事業所の方が搬入できない場合は、必ず許可業者に依頼してください。
- 搬入者、排出元の確認ができない場合は、搬入をお断りいたします。
- 場内では係員の指示に従って、各自搬入物を降ろしてください。
- 多量にごみを搬入する場合や、不明な点がありましたら、搬入前にお問い合わせください。
- この申請書は受付日から1年間有効です。搬入の際には受付窓口に提出してください。

連絡先・問い合わせ

伊地山クリーンセンター	☎0478-59-2148
香取広域市町村圏事務組合事務局	☎0478-78-1311

処理手数料

可燃ごみ	10kgにつき 300円
不燃ごみ	10kgにつき 300円

施設で処理できないごみ（処理困難物）

購入した販売店、工事作業を依頼した業者、専門業者に依頼して下さい。



農業用品関係

農機具、農業用ビニール、育苗箱、ケイハン板、農薬、農薬缶

建築廃材関係

コンクリートがら、ブロック、便器、瓦、塩ビ管、塩ビとよ、石膏ボード、断熱材、浴槽、ガスボンベ、土砂、ビニールトタン

危険物、有害物関係、その他

薬品及びその容器、揮発性薬品及びその容器、火薬類、劇薬及びその容器、廃燃料類、廃油類、2 mを越える金属類、油類、汚泥、カドミウム電池、ボタン型電池、リチウム電池、強化プラスチック、自動車の解体物、消火器、焼却灰、耐火金庫、タイヤ、ピアノ、電子オルガン、バイク、バッテリー、ボウリングの玉、塗料など使い残しの入った缶、マッサージ機、ロデオマシン等、健康器具、電動シニアカー、電動車椅子、珪藻土製品、ウォーターサーバー・除湿器などのフロン類を使用した家電製品 等

※処理困難物や産業廃棄物は専門の処理業者に処分を依頼してください。自らの責任において適正に処理してください。

事業所から出される廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進し、資源物のリサイクルに努め、廃棄物の減量にご協力ください。